様式第33号の2の4（第2面）

注　意

1　この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）の支給申請を行うためのものです。
　指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り、給付を受けることはできません。
　申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より（1）、（2）及び（4）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
（1）教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の「受講証明書」
（2）教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」
　［教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚に渡るときはその全てを提出してください。
　教育訓練経費の支払いを一括で行っている場合、2回目以降の支給申請では教育訓練実施者の発行する「領収書の写し（原本の写しであることの証明付き）」を提出してください。］
（3）本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類（コピーは不可）
　［運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付き。これがない場合は、①旅券（パスポート）、②住民票記載事項証明書（住民票、印鑑証明書）、③国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）のうちいずれか2種類（①、②又は③から各1種類で合計2種類）。］
（4）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
（5）教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証。）
3　申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
4　申請書の記載について
（1）□□□□ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
（2）※印のついた欄には記載しないでください。
（3）1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
（4）2欄は、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
　（例：平成3年2月1日→ 4 − 0 3 0 2 0 1 ）
（5）3～6欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。年月日の記載は2欄の記載方法に従ってください。また、訓練が修了した方のみ5欄を記載してください。
（6）6欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する当該支給単位期間の教育訓練経費にかかる「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。
　また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認させていただくことがあります。
（7）申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。